令和5年度 第4回春日市教育委員会定例会 議事録

- 1 開会及び閉会に関する事項
 - ① 日 時 令和5年7月27日(木) 開会 午前9時00分 閉会 午前10時40分
 - ② 場 所 春日市役所 4 階405、406会議室
- 2 出席委員の氏名

教	育	長		扇		弘	行
委		員		安	本	誠	_
委		員		染	原	レノ	了子
委		員		宮	﨑	泰3	三郎
委		員		足	逹	好	子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長金 堂 円一郎教育総務課長武 末 竜 久学校教育課長今 福 保 幸地域教育課長萩 原 裕 之

 教育総務課長補佐
 小 嶋 健 朗

 教育総務課主任
 松 尾 高 志

4 議事の大要

別 紙

午前9時00分 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和5年度第4回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。足達委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第4号議案 令和5年度教育費補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第4号議案 令和5年度教育費補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、「議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項」に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第4号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成により第4号議案は非公開とします。

- ・第4号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第4号議案は、全員賛成により可決。
- (2) 第5号議案 サポートティーチャー等派遣事業実施要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

第5号議案 サポートティーチャー等派遣事業実施要綱を廃止する告示の制定について、 事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

第5号議案 サポートティーチャー等派遣事業実施要綱を廃止する告示の制定について 説明いたします。

提案理由につきましては、発達上の課題等により特別の配慮と支援を必要とする児童生徒の急増に伴い、現在では、特別支援学級に配置する市費スタッフは、教員免許を有するサポートティーチャーを任用せず、特に資格要件のない特別支援教育支援員に一本化しています。また、学校現場における特別支援教育の状況が大きく変化し、特別支援教育支援員の役割の規定が現状と合わなくなってきていることから、本要綱を廃止する必要があるというものでございます。

特別支援学級への市費スタッフの配置については、学校側のニーズとして、より多くの人数の配置が優先事項となってきたため、しばらく前から人件費が割高となる有資格のサポートティーチャーの任用をやめ、特別支援教育支援員に任用を一本化しています。また、特別支援教育支援員の役割等の規定が現状と合わなくなっていること等により、現在では要綱の規定を置く意味が消失しているため、今回廃止をするものです。

施行日については公布の日としています。第5号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

サポートティーチャーの要綱を廃止するとのことですが、特別支援教育支援員には影響 はあるのでしょうか。

○今福学校教育課長

現在はサポートティーチャーの任用をしておらず、要綱の規定が現状と合わない状態となっているために要綱を廃止するものです。

特別支援教育支援員の配置については、実施計画の策定の中で配置基準が決まっており、 学級数や学級の種類に応じて配置するようにしております。このため、今回のサポート ティーチャーの要綱を廃止することで特別支援教育支援員の配置に影響が及ぶことはあり ません。

○扇教育長

それでは第5号議案 サポートティーチャー等派遣事業実施要綱を廃止する告示の制定 について、ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第5号議案 サポートティーチャー等派遣事業実施要綱を廃止する告示の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第6号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第6号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

第6号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規 則の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、指定校変更に係る許可の要件等を別表に整理し、条文をより 簡潔明瞭なものとしたいというものでございます。

少し詳しく申し上げますと、改正前の規定では、指定校変更に関する内容が、市内転居 後に引き続き同じ学校に就学する場合とそれ以外で2つの条に分かれ、変更許可に係る要 件や期限も各号列記され、わかりにくいところがございました。このため、条文の構成を 見直すとともに、許可の要件等を簡潔に表としてまとめ、併せて用語の定義など条文で使 用していた文言も必要な見直しを行ったものです。

具体的な改正内容については、新旧対照表をご覧ください。

まず、新第3条、新第4条のとおり、条文の構成として、学校の指定、指定の変更に規定内容を整理し、その上で、指定の変更に係る要件、対象の学年、許可の期限を別表としてまとめております。なお、今回の改正は、規定の構成等の簡素化、規定内容の明確化であり、趣旨・内容の変更はございません。

施行日については公布の日としています。第6号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

学校指定と特別支援学級について説明をお願いします。

○今福学校教育課長

特別支援学級は、全ての学校に同じ学級があるとは限りません。特別支援が必要な内容

により、人数が少ない場合は、対応できる学級が通学区域の学校に無いことがあります。 この場合については、学校の通学区域の指定にかかわらず、必要な支援学級のある最も近 い他の学校を指定することができるよう規定を設けているものでございます。

なお、当該規定の箇所については、今回改正は行っておりません。

○安本委員

大体どの程度の人数が当該制度を利用しているのでしょうか。

○今福学校教育課長

統計はとっておりませんが、毎週、数件は申請があります。市内で転居する場合に、人間関係ができている転居前の学校に引き続き通学する事例が多いかと思われます。

○足達委員

先ほどの特別支援学級について、通学区域と異なる学校を指定する場合があるということでしたが、この場合は、市教委の方で決めるのですか。それとも、保護者の希望で決めるのですか。

○今福学校教育課長

原則は市教委が学校を指定いたします。ただし、何らかの事情がある場合は、保護者が 書面により指定学校の変更を申請して、規則別添に規定する要件か対象学年に合致してい れば、市教委が変更を認めるという流れになります。

○宮﨑委員

支援が必要な子どもを持つ家庭が、その地域の学校に通いたいという希望があった場合、 当該学校では必要とする支援の体制ができていないという時にはどうなるのでしょうか。

○今福学校教育課長

支援学級で何学級相当という教育支援委員会の判定が出て、保護者もその学級がいいとなった場合でも、通学区域の学校にその学級が無い場合があります。

そういった場合は、障がいの内容にもよりますが、普通学級を選ばれるのか、それとも 遠くなるとしても必要な学級のある学校を選ばれるのか。支援学級入級の保護者同意を取 る場合は、丁寧に説明させていただいております。

○扇教育長

それでは第6号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第6号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定 に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第7号議案 春日市立学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第7号議案 春日市立学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

第7号議案 春日市立学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、区域外就学に係る許可の期限の一部を見直すとともに、許可 要件等を別表に整理し、条文をより簡潔明瞭なものとしたいというものでございます。

許可の期限の見直しに関しましては、転出した児童生徒が引き続き同じ春日市立の小中学校に就学しようとする場合、卒業学年である小学校第6学年又は中学校第3学年の児童生徒は年度末まで区域外就学が可能であるが、同じ学校に就学するその弟又は妹である児童生徒は学期末としているため、実際の運用では、兄弟児の許可期限、より短い期限の学期末に合わせざるを得ない状況がありました。このため、卒業年度の児童生徒の弟又は妹の許可期限を見直し、卒業年度の児童生徒と同じ期間の年度末にそろえるものです。また、条文の整理としては、改正前の規定では、転出者、転入者、その他それぞれに手続、許可要件等が規定され、内容が繁雑になっておりましたので、第6号議案同様に、許可要件等を別表として整理し、規定の簡素化と内容の明確化を図りました。併せて用語の定義など条文で使用していた文言も必要な見直しを行ったものです。

具体的な改正内容については新旧対照表をご覧ください。

まず、手続等を新第2条に一本化するとともに、許可要件等を別表にまとめました。これに伴い、旧第3条から第5条までを削っています。また、改正後に設ける別表の1 (2) のとおり、許可する期限を学期末から年度末に見直しています。なお、今回の改正は、卒業年度の児童生徒の弟又は妹の許可期限を見直しのほかは、規定の構成等の簡素化、規定内容の明確化であり、趣旨・内容の変更はございません。

なお、施行日については公布の日としています。第7号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○扇教育長

それでは第7号議案 春日市立学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第7号議案 春日市立学校の区域外就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

○扇教育長

続いて第8号議案 令和6年度に小学校において使用する教科用図書の採択について及び第9号議案 令和6年度に中学校において使用する教科用図書の採択についてですが、第8号議案及び第9号議案の議事に入る前に、委員の皆様に確認をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により、自己、配偶者若しくは三親 等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害 関係のある事件については、議事に参与することができないこととされております。

第8号議案及び第9号議案について、三親等以内の親族に利害関係のある委員はいらっ しゃいますでしょうか。

(該当者無し)

(5) 第8号議案 令和6年度に小学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第8号議案 令和6年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

議案の説明の前に、教科用図書、いわゆる教科書の採択の仕組みを簡単に説明いたします。

教科書の採択には3つのタイプがございます。1つ目は、使用する教科書の継続、すな

わち前年度と同一のものを使用することの適否に伴うもの、2つ目は、政令で同一の教科書を採択する期間が4年とされていることを踏まえ、おおむね4年に1回実施される教科書の検定に伴うもの、3つ目は、学習指導要領が改訂されることによって行われる教科書の検定に伴うものです。

教科書採択の流れとしては、教科書の検定が行われた場合は、県教育委員会が設定する 採択地区内で、検定に合格した教科書の中から教科ごとに、一種を選定いたします。この 採択地区は、春日市の場合は、筑紫地区5市で構成しており、5市の教育長で構成する筑 紫地区教科用図書採択協議会で協議して、教科ごとに教科書の選定を行い、そして、各市 の教育委員会において、これらの教科書について、教育委員会議に諮った上で、教科書の 採択を行う、という流れになります。

また、教科書検定がない場合は、その年度に使用するものと同一の教科書を採択する手 続を行うこととなります。

それでは、第8号議案について説明いたします。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項及び同法施行令第14条第1項の規定により、令和6年度に小学校において使用する教科用図書、いわゆる教科書として教科ごとに一種を新たに採択する必要があるため、提案するものです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項では、義務教育諸学校、本市の場合は、小中学校になりますが、使用する教科書については、種目、つまり教科ごとに一種を採択するものとされております。その時期については、同法施行令第14条第1項の規定により、使用する年度の前年度の8月31日までとされており、今回で言えば、令和6年度に使用する教科書については、その前年度の令和5年8月31日までに採択を行わなければなりません。

また、同法第13条第4項の規定では、冒頭に説明したように、本市が属する筑紫地区のように、採択地区が複数の市町村の区域を合わせた区域であるときは、区域内の市町村の教育委員会で、協議により規約を定め、教科書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設けなければならないとされています。その上で、同条第5項の規定により、この協議会の協議結果に基づき、教科ごとに一種の教科書を採択しなければならないとされているものです。

次に、教科書選定の組織と経過について説明いたします。令和5年4月27日付けで、筑 紫地区5市の教育長5人で構成する筑紫地区教科用図書採択協議会を発足しました。同協 議会は、教科ごとに校長、教頭、教員数人で構成する教科用図書選定委員会を組織し、5 月15日付けで、同委員会に対し、令和6年度使用の小学校教科用図書選定について調査研 究し、答申するよう諮問しました。同委員会は、5月から7月まで答申に向けて調査研究 を行っております。

また、福岡教育事務所は、小学校の教科ごとに調査研究部会を発足し、各採択地区の採

択協議会が教科書を選定するために必要な資料を作成し、6月30日にその結果が筑紫地区 の採択協議会に具申されております。

筑紫地区の教科用図書選定委員会は、同委員会独自の調査研究内容と、この具申に係る 資料、各学校の意見書を踏まえ、7月20日付けで教科用図書採択協議会に選定結果の答申 を行っております。

この答申をもとに、筑紫地区5市の教育長で協議を行い、今回提案の令和6年度使用小学校教科用図書選定結果を作成いたしております。

それでは、令和6年度使用小学校教科用図書選定結果について、教科の種目、発行者の番号と略称、選定した教科書の名称、そして備考欄に当該教科書を選定した理由を簡潔に順次説明いたします。

まず、国語でございます。番号38。略称は光村。教科書の名称は国語です。

学習のページで問いを持たせ見通しを示し、できるようになったことを振り返ることで、 三つの資質能力のうち、特に学びに向かう力を育成することができるというのが、選定の 主な理由でございます。

次に書写。番号38。略称は光村。教科書名は書写でございます。

選定の理由は、自ら考えることから始まり、適時確かめながら、生活に生かすという流れが明確になっていて、主体的に学習できるとともに、日常生活に生かすことができるというものでございます。

次に三つ目の社会です。番号17、略称は教出でございます。教科書名は小学社会。

選定理由は、子供の思考の流れを大切にした単元構成でレイアウトされており、1 単元の問いと活動がわかりやすく、指導がしやすい。

また、福岡県の教材が多く採用されているというものでございます。

次の種目は地図。発行者は、番号 46、略称帝国でございます。教科書名は楽しく学ぶ小学生の地図帳。

選定理由は、地図帳としての色彩や編集などの工夫がされ、見やすい。地図の活用について詳しく解説してあり、地図の見方を指導しやすいというものでございます。

続いて算数。番号61、略称は啓林館です。教科書名はわくわく算数です。

様々な児童が取り組み可能な発展的内容が充実しており、学力向上が期待できる。授業、 家庭用のデジタル教材が充実しているというのが主な選定理由でございます。

次に理科。番号は4、発行者の略称は大日本です。教科書名は、新版たのしい理科です。 選定理由は、九州の資料が多く、栽培時期や単元の配列が福岡の気候に合っている。科 学の系統性に沿っており、本地区の学力課題対応が期待できるというものでございます。

次に種目生活。番号は2、略称は東書です。教科書名は、新編新しい生活です。

選定理由は、本市でも今取り組んでおりますスタートカリキュラムが意識され、写真やマーク等の簡潔な表現により、小学校生活へのスムーズな移行や豊かな教育活動につなげることができるというものでございます。

次に音楽。番号は17、略称は教出です。教科書名は小学音楽音楽のおくりものです。 選定理由は、学び方を中心に情報が精選され、主体的な学びにつながる工夫がある。 この学びの状況に応じて活用できるデジタル教材が充実しているというものでございます。 次に図画工作。番号が116。略称は日文です。教科書名は図画工作です。

選定理由は、デジタル教材を使用することで、全領域各題材において、多種多様な参考 作品による創作意欲の向上及び丁寧な技術の習得が期待できるというものでございます。

次の種目は家庭。番号 2、略称は東書です。教科書名は新編新しい家庭 5・6、私がつくるみんなでつくる明日をつくるでございます。

選定理由は一つの題材で衣食住や環境等複数の領域を関連させ、学習する構成になっているため、より実生活とつなげて考えやすいというものでございます。

次の種目は保健。番号は208、略称は光文です。教科書名は小学保健。

選定理由は、学びを生活に生かすまでの一貫性のある学習構成となっており、自らの健康課題を主体的に解決するための情報量も適切であるというものでございます。

次の種目は外国語。番号は2、略称は東書。教科書名は、ニューホライズンエレメンタ リティイングリッシュコースでございます。

選定理由は、思考ツールやデジタル教材が充実し、児童が主体的にコミュニケーション を図ることができるよう、単元構成が工夫されているというものでございます。

最後に道徳。番号は116、略称は日文。教科書名は小学道徳生きる力でございます。

選定理由は、人物の生き方が多く取り上げられ、多様な価値感を自分事として考えやすい教材が多く、別冊ノートがついているというものでございます。

第8号議案として、以上13種の教科用図書の選定を行っております。ご審議の上、ご 承認を賜りますようお願いいたします。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

種目の地図についてです。地図は社会の時間で使うことになると思いますが、社会と地図で教科書会社が違うということで、使っていく上で不都合はないのでしょうか。

○扇教育長

社会と地図の教科書会社が違うことで不都合が生じることはございません。地図の教科書として業者も工夫されており、地図の学びやすさや豊富な資料等が分かりやすく掲載されております。社会の副読本ではなく、地図の教科書として選定をしております。

○安本委員

筑紫地区においては、どのような観点からの教科書の選定を行われてるのでしょうか。

○今福学校教育課長

筑紫地区の児童が抱えてる教育課題について、各学校から上がってくる情報や学力テスト等から見えてくる課題。また、九州、福岡を教材として地域に密着した内容であるか等を観点として、採択協議会で協議され、選定されたということでございます。

○安本委員

教科書の採択に関して、公正性の確保はどのように徹底されてるのですか。

○今福学校教育課長

冒頭説明しましたように、校長教頭、一部の教員から選定委員会を組織しております。 それぞれの教員からは、教科書執筆と、今回選定する教科書の会社と関わりがないという ことについて、十分に確認をとっております。

○安本委員

今回選定された教科書のうち、前回と教科書の会社が変わってる教科について教えてください。

○今福学校教育課長

今回使用する教科書の会社が前回と変わってるのは、まず生活科です。前回の啓林館から今回は東京書籍へと変わっております。

それから図画工作です。こちらは開隆堂出版から日本文教出版に変わっております。 また、保健が東京書籍から光文書院に変わっております。以上の三科目です。

○安本委員

生活、図画工作、保健の三つの科目が変わったということで、この科目に関するカリキュラム編成等、先生方の負担は増加するのでしょうか。

○今福学校教育課長

教科書が変われば、カリキュラム再編は必要になります。そういったところから、先生 方の負担が増加する可能性は否定できません。

今回変更となる三つの教科書ですが、生活科は、幼児教育機関に通った経験がなくとも、小学校での生活がスムーズに行えるように配慮がなされてるということ、それから、教育活動が豊かなものになっていくことが、やはり生活科の大切な視点でございますので、それらが期待できるというところから、今回選ばれております。

図画工作は、令和3年度からICT教育が本格的に始まりまして、そこで、活用できるデジタル教材を使うことで、多くの参考作品を見ることができる等がありまして、子どもたちの創意工夫に繋がることが期待できるというところが選定委員等からも評価され、選ばれております。

また、保健については、授業時数が少ないということがございます。その中で、単元が コンパクトにまとめられているということで、効果的な指導につながることが期待できる ということから、今回選ばれたということでございます。

○安本委員

今のお話を聞いて、4年経つとやはり社会環境も違ってきて、それに伴って教科書の内容も変わるのだと理解できました。また、デジタル教材が充実してきていることが感じられます。

○足達委員

さきほど算数の教科書の説明で、家庭用デジタル教材が充実しているということでしたが、これは家庭で、クロムブック等を利用するということなのでしょうか。

○今福学校教育課長

クロムブックを利用することも考えられますが、教科書に二次元コードが記載されているものが増えてます。これにより、様々な参照情報や動画等を見ることができます。また、例えば図形の問題を動かしていくことで、子どもたちの見方が変わって理解が深まるということがございます。このように、以前ならば教材として提示できなかったものが、提示できるようになっております。

○足達委員

家庭にデジタル機器が整備されているのかが問題になると思うのですが。

○今福学校教育課長

基本的には各学校長の判断になりますが、端末を適宜持ち帰れるようしております。 コロナ禍においては学級閉鎖が頻繁にありましたので、オンライン学習の訓練で持ち帰っ たこともございますし、学校によっては長期休業中は持ち帰って学習することもあります。 また、インターネット環境がないご家庭に貸し出しのできるモバイルルーターを備えております。

○足達委員

家庭に持ち帰られた端末では、学習以外の利用について制限等はかけられているので

しょうか。

○今福学校教育課長

基本的にタブレットにはフィルターをかけております。また、メール機能にも制限をかけております。

○染原委員

学習指導要領の目的や狙いが適切に反映され、また、地域に根ざした学習ができる教科 書を選ばれたことと思います。

今後は、子ども達が自分の頭で考えて、自己表現ができるということが大きな命題であると考えています。

この教科書を、教員がそれぞれに工夫し、しっかり使いこなしていただきたいと思って おります。

○扇教育長

それでは第8号議案 令和6年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、 ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第8号議案 令和6年度に小学校において使用する教 科用図書の採択について、全員賛成をもって可決いたしました。

(6) 第9号議案 令和6年度に中学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第9号議案 令和6年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

次に、第9号議案、令和6年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、 説明いたします。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条第1項、同法の施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和6年度に中学校で使用する教科用図書、いわゆる教科書について、現在使用しているものを引き続き採択する

必要があるというものです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条第1項では、義務教育諸学校、本市でいえば小中学校は、同法の施行令の第15条第1項に定める期間の4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとされております。また、その時期については、施行令第14条第1項の規定により、使用する年度の前年度の8月31日までされており、今回で言えば、令和6年度に使用する教科書については、その前年度の令和5年8月31日までに採択を行わなければなりません。

なお、現在使用している教科書については、資料の令和3年度使用中学校教科用図書選 定結果をご覧ください。こちらは、令和3年度から昨年度まで中学校の教科書採択につい て付議したときの資料と同じものになります。第9号議案の説明は以上です。ご審議の上、 承認を賜りますようお願いいたします。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○扇教育長

第9号議案 令和6年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第9号議案 令和6年度に中学校において使用する教 科用図書の採択について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

7月12日管内教育長会が福岡教育事務所で行われ、参加してきました。その中で、児童生徒の自殺予防に関する取り組みがございました。

これについては文科省からの通知でもありましたとおり、1人1台端末などを活用した子どもからのSOSの早期把握に積極的に取り組んでいただくようお願いするということでございました。

本市では、既にそれぞれの子ども達の端末に、不安な気持ち等を書き込むことができる

システムを入れており、教育委員会で把握ができるというものを、早速始めているところです。

(2) 教育委員報告

○足達委員

7月7日に新任教育委員等研修会に参加しました。

議題は2つありまして、1つは、福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく 取り組みについて、もう1つは、学力向上等にかかる義務教育課の施策についてでござい ました。

内容は、不登校については、現状とこれからの発達支援、生徒指導も含めて、児童を支える働きかけのお話でございました。また、義務教育課程、学力向上については、福岡県の学力状況等と、それに対する取り組みの説明がありました。

(3) 事務局報告

ア 令和5年度第2回社会教育委員の会議について

○扇教育長

それでは、令和5年度第2回社会教育委員の会議について、事務局から報告をお願いします。

○萩原地域教育課長

社会教育委員の会議を開催いたしましたので報告させていただきます。今年度、2回目となります。

10人の委員のうち7人にご出席いただいております。

日時は6月22日午後7時から午後8時30分まで、場所は市役所4階の407会議室で行っております。

議題と審議結果についての概要です。

会議の冒頭に、3人の新任委員に辞令書交付式を執り行っております。

その後、議論をしましたのが、令和5年度の社会教育関係団体の登録についてということで、登録申請が1団体ございましたので、それについて意見をお聞きしまして、特に問題がないということで登録が認められております。

次に、令和5年度の協議事項についてということで、委員の変更があったため、現在議論中である、教育委員会への提言について改めて説明をしております。この教育委員会への提言は、2年に1回行われておりまして、令和5年度が2年目ということで、今年度中

に提言がまとめられるということになっております。提言のテーマは、就学前児童を持つ 家庭に対する家庭教育ということでございます。これについて、各委員さんがご自身で大 事だと思うテーマを2つ程度提案し、取りまとめが行われることとなっております。

その他、研修の参加調整や日程、次回会議の日程調整を行っております。 報告については以上でございます。

○扇教育長

ただいまの報告について、何か御質問等ございませんでしょうか。

○宮﨑委員

登録申請が1団体あったということですが、どのような団体ですか。

○萩原地域教育課長

子育てネットワーク春日という団体でございます。

○萩原地域教育課長

御案内が1件ございます。

地域で子どもを育てる交流会についての資料を配付させていただいております。9月24日午後2時から、ふれあい文化センターで開催することとしております。

内容としては、事例発表ということで、春日野中学校の野中応援団という団体の取り組み を発表することになっておりますので、教育委員の皆様の御都合がよろしければ、ぜひ御 参加いただければと思っております。

【第4 調整事項】

- (1) 8月定例教育委員会議の日程について 令和5年8月29日(火) 午後1時 決定
- (2) 8月教育委員懇談会の日程について令和5年8月29日(火) 午後2時 決定

午前10時40分 閉会

議事録署名

氏名	印
任 夕	ÉΠ